

ペアレント・ホームケア親おmoi
居宅介護支援事業所
運営規程

(事業の目的)

- 第1条 有限会社ペアレント・ホームケア親おmoiが開設するペアレント・ホームケア親おmoi(以下「事業所」という。)が行なう居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者の心身の状況を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう各事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行なうと共に、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行なうことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう配慮して援助を行う。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択のに基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される居宅サービス等特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公正中立に行なう。
 4. 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保険医療サービス、地域包括支援センター他の介護支援事業者、等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 5. 上記の他「船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等」を定める条例をここに公布する。第13条の具体的取扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次の通りとする。
1. 名称: ペアレント・ホームケア親おmoi
 2. 所在地: 千葉県船橋市薬円台6-11-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

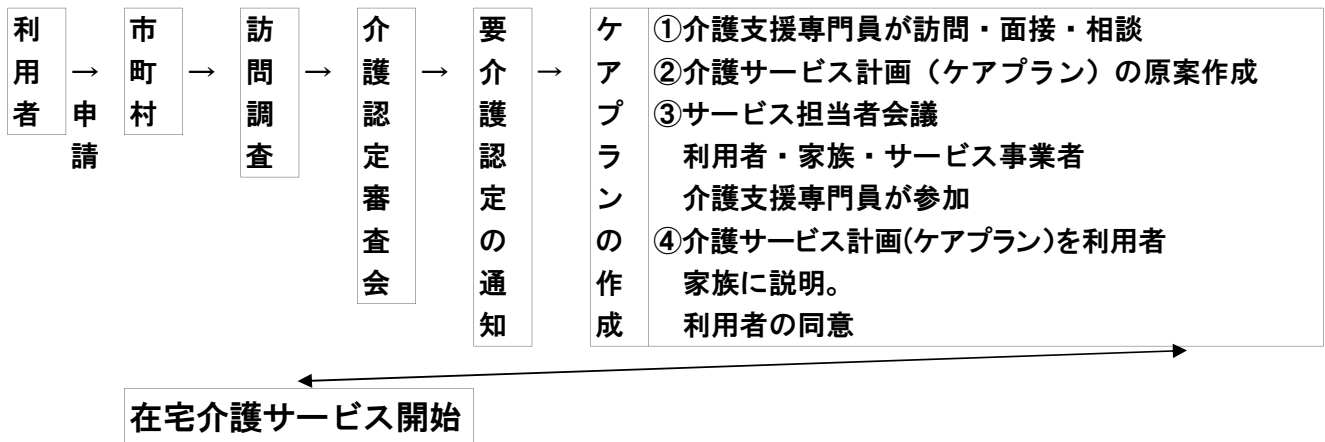
- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者: 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行なわれるよう総括する。
2. 介護支援専門員 1名 以上
介護支援専門員は、要介護者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は、施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設などと連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする
1. 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。
12月30日から1月3日を除く。
 2. 営業時間は、午前9時00分から午後6時00分までとする
 3. 上記の営業日、営業時間外は、留守番電話、又は携帯電話により相談を受け、当日又は、翌日の営業日に対応する。

3・居宅が以後支援の申し込みからサービス提供の流れと主な内容



4・利用料金

1. 種類

①利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担は、ありません。

※介護保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合は、1ヶ月につき要介護に応じて下記の金額を頂き、当社から提供証明書を発行いたします。
 このサービス提供証明書を後日、船橋市介護保険課の窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

要介護1～2
11772円

要介護3～5
15295円

②交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
 それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

③解約料

利用者は、いつでも契約を解約することが出来ます。一切費用はかかりません。

2. 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月5日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払ください。
 お支払いいたしますと領収書を発行します。
 お支払方法は、現金・銀行振込・郵便為替の方法がとれます。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1). 利用者の相談を受ける場所 : 事業所会議室及び利用者宅
- (2). 使用する課題分析票の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン及び自主方式
- (3). サービス担当者会議の開催場所 : 利用者宅
- (4). 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 必要に応じて訪問、原則として1ヶ月1回以上訪問し、その結果を記録する。

- ① 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ななければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。
- ② 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有すると共に、該当居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める事ができるものとする。
※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。
- ③ 介護専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、該当居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
※居宅サービス計画の変更に際しても同様とする。
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後の居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス計画事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。
 1. 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
 2. 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。
- ⑥ 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求める事ができるものとする。
 1. 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 2. 公開後認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 2 厚生労働大臣が定める基準(もしくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示する。
- 3 交通費については無料とする。
- 4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前に、その都度協議して利用者等に同意をえたものに限り徴収する。
- 5 前項のひよの支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施区域は、船橋市全域・習志野市・市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・千葉市一部(花見川区)とする。

(その他運営に関する留意事項)

第8条 居宅介護支援事業は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に業務上知り得た利用者又その家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第10条 事業所は提供した指定居宅支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに対する利用者またはその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

事業所は提供した指定居宅支援に関し介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問の紹介に応じ市町村の調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は助言に従って必要な改善を行うものとする。

事業所は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導助言を受けた場合は、当該指導助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3 虐待防止のための指針を整備しています。
- 4 従業者に対して、虐待を防止するための定期的に研修を実施しています。
- 5 サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 居宅介護支援事業所は介護支援員等の資質向上を図るため、虐待防止・権利擁護・認知症ケア、介護予防の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修へ参加の機会を計画的に確保し、業務内容を整備する。

従業者は正当な理由なくその業務上知りえた利用者の秘密を漏らしてはならない。
従業者であったものが正当な理由なくその業務上知りえた利用者の秘密を漏らすことのないようこれからの秘密を保持すべき旨を従業者の契約の内容とする。

事業所は指定居宅介護支援に関する記録を整備しその完結の日から最低5年間は保存するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともにその計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議においてその対策を協議し、対応指針策を作成し掲示を行う。研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上を務める。